

貸借対照表

(2025 年 3 月 31 日 現在)

丸紅I-DIGIOホールディングス株式会社

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,575,252,968円	流動負債	2,592,105,631円
現金及び預金	3,122,002,844	買掛金	510,995,760
売掛金	126,487,340	リース債務	306,400,774
前払費用	190,743,515	未払金	212,602,622
未収入金	136,019,269	未払費用	135,639,240
		未払法人税等	53,870,200
		未払消費税	185,381,637
		前受金	1,047,347,400
		預り金	6,521,213
		賞与引当金	133,346,785
固定資産	10,343,120,683	固定負債	672,696,000
有形固定資産	(1,369,533,896)	預り保証金	672,696,000
建物付属設備	559,186,569		
器具備品	483,148,537		
リース資産	275,810,483		
建設仮勘定	51,388,307		
		負債合計	3,264,801,631
無形固定資産	(12,524,250)		
ソフトウェア	12,524,250		
投資その他の資産	(8,961,062,537)		
投資有価証券	1,459,145,800	株主資本	10,896,865,617
関係会社株式	6,405,947,128	資本金	310,000,000
事務所敷金	733,250,808	資本剰余金	7,055,947,128
繰延税金資産	362,718,801	資本準備金	7,055,947,128
		利益剰余金	3,530,918,489
		利益準備金	3,530,918,489
		繰越利益剰余金	3,530,918,489
		評価・換算差額等	△ 243,293,597
		有価証券評価差額金	△ 243,293,597
		純資産合計	10,653,572,020
資産合計	13,918,373,651	負債・純資産合計	13,918,373,651

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び 移動平均法による原価法によっております。
関連会社株式

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法によっております。
(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物附属設備 6年から18年
工具、器具及び備品 3年から15年

無形固定資産 ソフトウェアの減価償却方法は次のとおりであります。
(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

売上高はサービスに係る収益で構成されております。
サービスに係る収益は、主に子会社に対する経営指導料・オフィス同居サービス利用料等であり、顧客との業務委託契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分し収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度 法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数

普通株式 11,499株

(2) 剰余金の配当に関する事項

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるものを次のとおり決議を予定しております。

決議 2025年6月27日

基準日 2025年3月31日

効力発生日 2025年6月30日

株式の種類 普通株式

配当金の総額 3,530,918 千円

1株当たり配当額 307,063.09 円

配当の原資 利益剰余金

3. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。